

指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業に係る運営規程
《 ゆうやけこやけ 》

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会が設置する ゆうやけこやけ(以下「事業所」という。)において実施する指定共同生活援助事業は、地域生活の中においてグループで家族的な生活を望む障がい者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障がい者の自立生活を支援する。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業者は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 事業所の従業者は、事業の提供に当たっては利用者主体を旨とし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 ゆうやけこやけ

岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目97番地

- 2 事業を行う共同生活住居の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ゆうやけ
所在地 岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目97番地
- (2) 名称 こやけ
所在地 岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目97番地
- (3) 名称 あろは
所在地 岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目78番地
- (4) 名称 でこ
所在地 岐阜県羽島市正木町坂丸一丁目62番地
- (5) 名称 ぽん
所在地 岐阜県羽島市正木町坂丸一丁目62番地
- (6) 名称 ちゃっかり+
所在地 岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目65番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所に配置すべき、指定共同生活援助等の職種ごとの配置数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤・兼務)
事業の管理運営等に関するを行う。
- (2) サービス管理責任者 3人 (常勤・専従1人、常勤・兼務2人)
指定共同生活援助計画を作成し、利用者又はその家族にその内容や他の障害福祉サービス等を説明する。自立した生活を営む事ができるかどうか、定期に検討し、自立が可能な場合は、地域生活への移行へ向けた支援を行う。
- (3) 精神保健福祉士 1人 (非常勤・専従1人)
従業者が、利用者に対して専門的支援を行う為の体制に係る援助等を行う。
- (4) 世話人 11人 (常勤・専従6人、常勤兼務2人、非常勤・専従3人)
食事の提供、健康管理・金銭管理の援助等日常生活に必要な援助等を行う。
- (5) 生活支援員35人 (常勤・専従3人、常勤兼務1人、非常勤・専従31人)
入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。

(利用定員及び利用対象者)

第5条 事業所定員は36名とする。

2 第3条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

(1) ゆうやけ	4人
(2) こやけ	4人
(3) あろは	7人
(4) でこ	7人
(5) ぽん	7人
(6) ちゃっかり+	7人

3 利用対象者は、身体、知的、精神障害、難病患者の方で、障害福祉サービス受給者証を受けている方とする。

(指定共同生活援助等の内容)

第6条 指定共同生活援助等の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 職場・障がい者支援施設等との連絡・調整
- (6) 財産管理
- (7) 急病等緊急時の対応
- (8) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第7条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (1) 緊急時の受入れ・対応
短期入所を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
- (2) 体験の機会・場
地域移行支援や親元からの自立のために、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。
- (3) 地域の体制づくり
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(利用料等)

第8条 指定共同生活援助等を提供した際には、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、つぎの各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食材料費 朝200円、昼400円、夜600円

(2) 家賃（施設整備及び修繕積立金）

1ヶ月につき ゆうやけ・こやけ全室20,000円、あろは 全室20,000円、
でこ全室20,000円、ぽん全室20,000円、**ちゃっかり+全室20,000円**。特定
障害者特例給付費が事業者に支給された場合、当該特定障害者特別給付費を
控除した額とする。

(3) 光熱水費 1ヶ月につき 15,000円

(4) 日用品費 1ヶ月につき 2,000円

(5) 前各号に掲げるもののほか事業において提供される便宜のうち日常生活において
通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當
と認められるもの。

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し
サービスの内容及び利用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、ホームでの生活をより良く快適に過ごしていくために次の各号に掲
げる、きまりを守ること。

- (1) 自分や他人の秘密を守ること
- (2) みんなと仲良くけんかしないこと
- (3) できることは自分ですること
- (4) できないことにチャレンジすること
- (5) なんでも相談すること
- (6) 酒・たばこは指定された場所でたしなむこと
- (7) 地域の行事にできるだけ参加すること

2 利用者は、前項のきまり及び地域生活への移行等の不安を解消するため体験入居を行
うことができる。費用等については、事業所の規定によるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者について、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、当該利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 指定共同生活援助等の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的（年2回以上）に行うものとする。

(契約時の書面の交付)

第12条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定共同生活援助等の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 指定共同生活援助等を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第14条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修（ボランティア活動体験など）
- (2) 繼続研修 年1回以上（指定された専門研修）

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営理念・方針、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第17条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の条件とする。

(利用者の権利及び虐待に関する事項)

第18条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止への職員の自覚・自省を促すよう研修の実施
- (2) 明文化された虐待防止措置の掲示
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、虐待防止の対策の検討や虐待案件の検証、検討結果の全職員への周知徹底を行う。
- (4) 虐待の防止等のための責任者の設置

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(苦情解決)

第20条 指定共同生活援助の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第21条 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会と事業所の管理者・従業者及び利用者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、 平成27年 3月 1日 から 施行する。

平成28年 6月 1日 改定

平成29年 4月 1日 改定

平成31年 4月 1日 改定

令和 2年 4月 1日 改定

令和 3年 3月 1日 改定

令和 4年 4月 1日 改定

令和 4年 6月 1日 改定

令和 5年 4月 1日 改定

令和 6年 4月 1日 改定